

令和2年 第33回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年4月7日(火) 午後9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 (17人)
4. 欠席委員 (1人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程

議案第 49号	農地法第3条の許可申請について	(8件)
議案第 50号	農地法第5条第1項の許可申請について	(3件)
議案第 51号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(4件)
議案第 52号	農地利用集積計画書について	(1件)
議案第 53号	農地中間管理事業に係る「農地利用集積計画」の決定及び 「農地利用配分計画(素案)」への意見について	(1件)
7. 農業委員会事務局職員 (3人)

8. 会議の概要

○事務局

一同、礼。只今から第33回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員の出席者は、農業委員総数19名中17名です。過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。それでは、開会にあたり会長よりご挨拶を頂きます。

○会長

皆様、おはようございます。東温市では、桜が満開で1年の中でも楽しみな時期であります。先月に引き続きコロナの影響もあり、本日こういう形での開催となりますことをご承知ください。農業委員会が審査を行わないと申請者の不利益になりますので、国からの通達等が無い限り、今後もこのような形で総会を開くこととさせていただきます。

本日は、〇〇局長が人事異動となりまして、新しく〇〇局長が就任されておりますので、ご挨拶をいただきます。

○事務局長

皆様、あらためましておはようございます。こういう状況下ですので、マスクを着けたまま失礼させていただきます。この度の人事異動で議会事務局から異動してまいりました〇〇と申します。よろしく願いいたします。農林振興の仕事に関しましては、川内町の頃以来になりますので、あらためてゼロから勉強させて頂こうと思っております。農業委員の皆様にはご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（会長）

ありがとうございました。なお、このことは専決処分として別紙にまとめてありますので、後ほど事務局から説明いたします。

それでは、議事録署名人の指名についてですが、本日は、〇〇番 〇〇委員さん、〇〇番 〇〇委員さん、よろしく願いします。さっそくですが、議案審議に入ったらと思います。本日は17件の議案があります。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

まず、専決処分第1号の承認について説明させていただきます。東温市農業委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり専決しましたので報告いたします。〇〇農林振興課長が農業委員会事務局長の併任を解かれました。続いて、〇〇農林振興課長が農業委員会事務局長を命じられております。〇〇主任が事務局の再任用を更新し、来年3月31日までの任期で主任専門員を命じる、との専決処分を致しました。

続いて、議案第49号、農地法第3条の許可申請について説明します。

1番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、1, 399㎡、〇〇、田、1, 469㎡、〇〇、田、671㎡、合計3筆、合計面積は3, 539㎡です。譲受人の耕作等の状況について申し上げます。権利内容は、所有権移転

の売買です。作付作物は、米、季節野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、耕うん機、軽トラックを保有しております。労働力は、本人、祖父、祖母で、常時3人です。耕作面積は、4,933㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

譲受人の〇〇さんは〇〇歳と非常に若いですが、積極的に農業に取り組んでいます。〇〇さんは田窪工業団地の関係で農地が減ったため、新たな農地を探していたところ、近所に住む〇〇さんが農地を手放したいということで、丁度話がまとまったようです。特に問題はないかと思えます。以上です。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして2番お願いします。

○事務局

2番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、1,314㎡、〇〇、畑、838㎡、〇〇、田、988㎡、〇〇、田、1,613㎡、合計4筆で、合計面積が4,753㎡になります。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、シキミ、れんこんです。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、ミニショベルを保有しております。労働力は、本人と妻で常時2人です。耕作面積は、1,712㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、譲受人の〇〇さんは、東温市では新規就農ということで、3月24日午前9時から〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しております。別紙1をご覧ください。農地法第3条第2項該当の有無について確認をしております。第1号の確認結果といたしまして、松山市で20年以上耕作を行っており、必要な知識、技術は習得済みであります。農機具については、トラクター、耕うん機、ショベル、動噴器を所有しています。第2号ですが該当ありません。第3号ですが該当ありません。第4号ですが、本人と妻、常時2人で、兼業農家として行います。第5号ですが、松山市で1,712㎡、東温市で4,753㎡、合計面積が6,465㎡となりますので、要件を満たしております。第6号ですが、該当ありません。第7号ですが、必要に応じて近隣農家やJAに相談しながら耕作を行っていきます。また、農道、水路等の維持管理作業や農業の維持発展に関する話し

合い活動等に参加するということです。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

譲受人の〇〇さんは現在〇〇の方に住んでおりますが、土建業をされておられた方で、事務所が〇〇にあるために〇〇さんと面識があったようです。土地についてですが、7、8ページをご覧ください。〇〇ですが大変厳しい農地で30年近く何も作っていない状態です。〇〇さんは近隣のは場整備事業に携わっており、そのこともよくご存知ですが、シキミなら栽培できるだろうということで1年半ほど前から草刈り等の整備をされておりました。地元としても、条件が悪い場所なので管理をしてくれるならありがたい話と考えております。よろしくお願い致します。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして3番お願いします。

○事務局

3番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、3,094㎡。〇〇、田、1,291㎡。合計2筆で合計面積は4,385㎡です。権利内容は、所有権移転の贈与です。作付作物は米です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、田植機、コンバインをリースします。労働力は、常時1人、本人です。耕作面積は、4,385㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、譲受人の〇〇さんは、東温市では新規就農ということで、3月23日午前9時から〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しております。別紙1の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項該当の有無について確認しております。第1号の確認結果ですが、父の所有する農地で米作の手伝いを行っており、基本的な知識や技術は習得済みです。なお、農機具については、父の所有するトラクター、耕うん機、田植機、コンバインを借り受けて耕作をするとのことです。第2号ですが該当ありません。第3号ですが該当ありません。第4号ですが、常時1人、本人で、兼業農家として行います。第5号ですが、4,385㎡を取得見込という事で要件を満たしております。第6号ですが該当ありません。第7号ですが、父の指導、助言に従いながら耕作を行い、新たな知識や技術を習得していきます。また、地域住民とのコミュニケーションに積極的に参

加し、農道、水路等の共同利用施設の維持管理や鳥獣対策等を行っていくとのことです。農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図9ページをご覧ください。現地確認を行いました。現況は田として耕作しております。〇〇さんと〇〇さんは親子の関係で、日頃から〇〇さんの手伝いをしておりますので、ある程度の要領は知っておられます。労働力は1人とありますが、〇〇さんの会社の従業員の方やお兄さんが手伝ってくださるそうです。特に問題無いかと思っておりますので、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして4番お願いします。

○事務局

4番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、487㎡、〇〇、田、232㎡、〇〇、田、67㎡、〇〇、畑、256㎡、〇〇、畑、108㎡、〇〇、田、496㎡、〇〇、畑、189㎡、〇〇、田、1,283㎡、〇〇、畑、193㎡、〇〇、田、2,469㎡。合計10筆で、合計面積は5,780㎡です。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物はシキミです。主な農機具の保有状況は、動力噴霧器と草刈機です。労働力は常時2人です。耕作面積はございません。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということです。〇〇さんから農地所有適格法人として申請がありましたので、要件の適否について、定款や計画書の書類等を確認しております。〇〇さんは今年1月に設立された法人で、主な事業の内容としましては、農産物の生産、販売、加工となっております。農作物はシキミを生産していくこととなっております。構成員は、2名となっております。代表取締役が〇〇さんとなっております。農地所有適格法人の要件は3つあります。1つ目は、構成員の議決権の過半が農業者である事ですが、2名中2名が耕作を行うということで、要件を満たしております。2つ目が、役員1人以上が農業に年間150日以上従事することですが、役員2名が150日以上従事するとの事で、要件を満たしております。3つ目ですが、収入の過半が農業関連事業の収入であるという事で、シキミの販売が収入の過半を占めるということになりますので、必要な3つの要件を全て満たしておりますので、農地所有適格法人で

あると判断しております。〇〇さんにつきましては、東温市では新規就農という事で、3月23日午前10時から〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しています。別紙1の5ページをご覧ください。農地法第3条第2項該当の有無について確認しております。第1号の確認結果ですが、農業に従事する者の1人は、以前農協に勤務しており、耕作に必要な知識や技術を習得済みである。また、農機具については、動力噴霧器、草刈機を所有しているとのこと。第2号ですが該当ありません。第3号ですが該当ありません。第4号ですが、常時2人、農地所有適格法人として経営を行います。第5号ですが、5,780㎡を取得見込という事で要件を満たしております。第6号ですが該当ありません。第7号ですが、農協の指導を受けながら、農業技術の向上を行っていく。また、地域の慣習に従い、農薬散布、除草作業等を行っていくとのこと。農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんですが、これまで1年程は他所のシキミを刈ってきて、出荷していたようです。今は親子で作業をしております。特段問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

農地所有適格法人の要件で構成員の過半が農業に従事していることとありますが、これは法人を設立してからの実績でなくて良いのですか？

○事務局

提出いただいた書類から、予定であります。要件を満たすと見込んでおります。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして5番、6番、7番は一括でお願いします。

○事務局

5番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、1, 524㎡、○○、畑、1, 129㎡。合計2筆、合計面積は2, 653㎡です。権利内容は、賃借権設定の5年です。作付作物は、柚子、梨、ぶどう、キウイフルーツです。主な農機具の保有状況は、動力噴霧器はリースを行い、耕うん機、粉碎機は購入予定で、労働力は、本人で常時1人、臨時で妻1人です。耕作面積はございません。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということです。続きまして6番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、819㎡、○○、田、405㎡。合計2筆、合計面積は1, 224㎡です。権利内容は、賃借権設定の5年です。以下は先程説明した内容と同じです。続きまして7番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、874㎡です。権利内容は、所有権移転の売買です。以下は先程説明した内容と同じです。

譲受人の○○さんは、東温市では新規就農という事で、3月26日午後2時から○○委員さん、○○委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しました。別紙1の7ページをご覧ください。農地法第3条第2項該当の有無について確認をしております。第1号の確認結果といたしましては、東温市で地域起こし協力隊として活動しており、その際に農家の方から農業の知識、技術を教わっている。農機具については、動力噴霧器等、必要な農機具を借りながら、耕うん機、粉碎機等を随時購入していく予定であるとのことです。第2号ですが該当ありません。第3号ですが該当ありません。第4号ですが、本人が常時1人、専業農家で行い、妻が臨時で手伝うとのことです。第5号ですが、田、1, 224㎡、畑、3, 527㎡、合計4, 751㎡を取得見込みという事で要件を満たしております。第6号ですが該当ありません。第7号ですが、地元の農家やJAの指導助言を受けながら、耕作を行っていく。同様に水の管理、除草、防除作業等を行い、農業の維持発展に関する話し合い活動等にも参加するとのことです。農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、私が当事者となりますので、○○会長代理に議長をお任せして退席させていただきます。それではよろしくお願いします。

（○○会長 退席）

○ ○○会長代理

それでは、5, 6, 7番につきましては、○○会長に代わって進行させていただきます。では、地元、○○委員さん、説明をお願いします。

○委員 ○○委員

先程説明がありましたように、○○さんは以前地域起こし協力隊として活動し、地元農家の方と懇意にしており、その際に熱心に指導を受けていたようです。5番の農地は既存の梨園で、○○さんは子供さんも忙しく耕作が出来ないため、○○さんが借り受けるようです。6番の農地は柚子、ぶどう等が植えてあり、○○会長に指導を受けながら

耕作を行うようです。熱心に活動をしていただけると期待しております。よろしくお願
いします。

○ ○○会長代理

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見や
ご質問はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。

(○○会長 入室)

○議長 (会長)

それでは着席させていただきましたので、また審議を進めさせていただきます。続い
て8番、事務局より説明をお願いします。

○事務局

8番 譲渡人 ○○ ○○さん、持分は10分の5。○○ ○○さん、持分は10分
の5です。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、3, 495㎡です。権利内容
は、所有権移転の売買です。作付作物はシキミです。主な農機具の保有状況は、耕うん
機、田植機、コンバイン、乾燥機、トラクターです。労働力は、常時1人、本人です。
耕作面積は、38, 974㎡です。周辺農業経営への影響は特に支障なしということで、
農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えてお
ります。以上です。

○議長 (会長)

この件につきまして、地元、○○委員さんをお願いします。

○委員 ○○委員

場所は地図14ページをご覧ください。現地確認をいたしました。現状としては笹、
立木、雑草が生えているような状況です。○○さんは、今後雑草等を刈り取ってシキミ
を作付したいということですが、実際に作付できるのは1年ほど先になる見込みとのこ
とです。譲渡人は双方遠方におられるので、耕作も難しく、譲り渡すことにしたよう
です。特に問題ないかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長 (会長)

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見や
ご質問はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして9番、議案第50号農地法第5条第1項の許可申請についてお願いします。

○事務局

議案第50号農地法第5条第1項の許可申請について。

11番 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、25㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は進入路です。権利内容は所有権移転。開発許可は不要です。令和2年1月9日第30回委員会で審議し、除外意見の決定をしております。以上です

○議長（会長）

この件につきましては、○○委員さんが当事者となりますので、退席をお願いいたします。

(○○委員 退席)

○議長（会長）

この件につきましては、第30回委員会で除外意見決定をしておりますが、それ以降何かありましたら、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

第30回委員会で審議されたとおりです。特に問題ないかと思えます。よろしく願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。

(○○委員 入室)

○議長（会長）

続きまして10番お願いします。

○事務局

10番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。不動産を営んでおります。土地は、○○、畑、11㎡、○○、畑、11㎡、○○、畑、0.26㎡、○○、畑、0.17㎡、合計4筆、合計面積が22.43㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地ということで、住宅、事業所、公益的施設が連たんしている農地という理由から第3種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目

的は宅地の一部及び公衆用道路。権利内容は所有権移転です。開発許可は必要。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

16ページをご覧ください。今までは北側の〇〇さんの土地を利用して道路の出入りをしていたのですが、この土地を売られたので、新しく進入路を確保したいとのことで申請がありました。分譲地であり、家が2軒建つので2か所の進入路となります。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして11番についてお願いします。

○事務局

11番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。コンビニエンスストアを経営しております。土地は、〇〇、田、301㎡、〇〇、畑、232㎡、〇〇、田、464㎡、合計3筆、合計面積が997㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地ということで、水道管、下水道管、ガス管の内2種類以上が埋設されている道路の沿道で、容易にこれらの権益を享受でき、且つ、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、都市公園などの公共公益的施設があることから第3種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は、店舗ということでコンビニエンスストアです。権利内容は賃借権設定です。開発許可は必要。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

場所は、地図の17ページをご覧ください。譲渡人の〇〇さんがみかんを植えておりましたが、最近草も生えてきており、もう管理が難しいというところでのこの話があったようです。スマートインターが出来てこの通りが広がりますので、その需要を見込んで〇〇が進出するようです。問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

参考までに、賃借権設定は何年になっていますか？

○事務局

25年です。

○議長（会長）

他にありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第51号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題とします。この件につきましては一地区となりますので、12番、13番、14番、一括でお願いします。

○事務局

議案第51号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農用地への編入です。

12番 所有者と申出者は同じです。〇〇 〇〇さん。土地、〇〇、田、922㎡です。続いて、13番 所有者と申出者は同じです。〇〇 〇〇さん。土地、〇〇、田、1,547㎡です。続いて、14番 所有者と申出者は同じです。〇〇 〇〇さん。土地、〇〇、田、861㎡です。

3筆とも多面的機能支払交付金制度を実施するもので、事業の実施にあわせ農用地区域へ編入したいとの申出です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

今回の申請は、環境保全会の交付金の申請対象になるように白地を青地に変更するものです。場所は地図の18ページをご覧ください。元は子どもさんの家を建てることを考えて白地にしておりましたが、それぞれ既に家を建てていたり、土地も宅地に向かないものであるため、青地に変更します。以上、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして用途区分変更になります。15番についてお願いします。

○事務局

議案第51号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、用途区分変更です。農地から農業用施設用地への変更です。転用許可が不要になる案件です。

15番 所有者、申出者は同じです。〇〇 〇〇さん。土地、〇〇の一部です。田、477㎡の内190㎡になります。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地、転用目的は農業用施設用地ということで農業機械置場になります。開発許可は不要。転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図19ページをご参照ください。〇〇さんは平成20年に〇〇の農地を2,000㎡程購入しました。当初は作物を作っておりましたが、この数年は何も作付しておりませんでした。この度、再度作付を始めたいとのことですが、現在、農業機械の置場がありませんので、置場として用途区分の変更を申し入れするものです。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続いて、議案第52号、農地利用集積計画書について事務局より説明をお願いします。

○事務局

お手元にお配りしております別紙2をご覧ください。令和2年度第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。1ページおめくり下さい。

今回は4月20日開始分です。申し出件数は171件、面積は445,497㎡。その内、期間借地は15件、面積は47,536㎡となっています。貸し手は156名、借り手は107名です。期間は、1年から10年となっています。中でも5年契約が最も多くなっています。作物別設定面積で米以外10種となっております。米10aあた

りの賃借料については、今回、現金での最高値15,000円、最安値2,000円で
す。現物では、最高180kg、最低12kgとなっております。地目別は、田 442,
427㎡、畑 3,070㎡です。次のページからは期間別、地目別の面積等を記載し
ておりますので後ほどご確認ください。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の東温市が定めております農業経営
基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えます。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問
はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、議案第53号、農地中間管理事業に係る「農地
利用集積計画」の決定及び「農地利用配分計画（素案）」への意見について、説明をお願
いします。

○事務局

今回は1件、農地中間管理機構と貸借する案件がございました。この事業は、20ペ
ージの上段にあるように、農地中間管理機構が土地所有者と借受者の間に入って貸付を
行う事業であり、要件を満たすことで国から県を通じて協力金が出る仕組みになってお
ります。機構が借受を行うにあたり、権利取得を行います。その際に市の作成する「農
用地利用集積計画」決定の公告を要することとされております。また、機構が農用地利
用配分計画を作成するにあたり、市に農用地利用配分計画（素案）の作成を求めること
とされており、その際に農業委員会の意見を求めることとされております。今回、土地
所有者、〇〇さんの希望により農地の賃貸借を行いたいとの申請がありましたので、審
査をお願いします。受け手は〇〇さんです。21ページに利用集積計画があります。〇
〇さんの農地です。土地、〇〇、田、752㎡、〇〇、田、929㎡、〇〇、田、89
8㎡、〇〇、田、523㎡、〇〇、田、1,714㎡の5筆で、中間管理機構に出すこ
ととなっております。22ページは農用地利用配分計画です。下段は〇〇さんが借り受
ける予定の配分計画です。所在は先程と同じです。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問
はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

以上で、本日の議案は、全て終了しました。